

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009函第15号	
事故等名	漁船第三十八北鉄丸運航不能(推進器損傷)	
発生年月日時刻	平成21年1月21日20時30分ごろ	
発生場所	北海道天塩港西方沖合55海里付近 (概位北緯44° 51' 43"、東経140° 27' 18")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年3月11日函館・地方事故調査官が海難報告書を入力し、3月17日船長から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実	船種・船名・総トン数 漁船 第三十八北鉄丸 98.37トン 船舶番号 115272 船舶所有者等 個人所有	
乗組員等に関する情報	船長 五級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損傷	推進器欠損、推進器軸曲損、舵板凹損等	
事故等の経過	本船は、たら刺網漁の目的で、北海道天塩港西方沖合の漁場に到着したのち投網して、次の投網水域に向け移動中、自船の投入した刺網の瀬縄が推進器に巻き付き、洋上で浮子と瀬縄を取り外し、そのまま操業を続け、その後、帰港した。再び、北海道天塩港西方沖合の漁場で操業中、平成21年1月21日20時30分ごろ、突然、推進器の回転が停止し、自力航行不能となり、僚船にえい航され、北海道増毛港に入港し、造船所で修理された。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 なし 乗組員等の関与 あり 船体・機関等の関与 なし 判明した事項の解析	本船は、投網した際、GPSプロッターに投網地点を入力しなかったことにより、次の投網水域に向け移動中、刺網の浮子及び瀬縄に向首接近していることに気付かず航行したため、推進器に瀬縄が絡まり、推進器を固定していたナットが緩んだまま、航行を続け、同ナットが外れ、推進器の回転が停止して、航行不能に陥った可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が投網水域に向けて移動中、GPSプロッターに投網地点を入力しなかったため、投入した網が推進器に絡網し、推進器を固定していたナットが緩んで推進器の回転が停止したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	